

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 専決処分の報告について（2件）
- 平成28年度大津町一般会計補正予算の概要

平成28年第4回大津町議会臨時会会議録

平成28年第4回大津町議会臨時会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

平成28年11月18日(金曜日)

出席議員	1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎																																								
欠席議員																																									
職務のため出席した事務局職員	局長 豊住 浩行 書記 佐藤 佳子																																								
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>家入 勲</td> <td>総務課長</td> <td>本司 貴大</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>田中 令児</td> <td>総務課長</td> <td>齋藤 公拓</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>杉水 辰則</td> <td>教育課長</td> <td>市原 紀幸</td> </tr> <tr> <td>住民福祉部長</td> <td>本郷 邦之</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>田上 克也</td> </tr> <tr> <td>経済部長</td> <td>松岡 秀雄</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木部長 併任工業用水道課長</td> <td>大塚 敏弘</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長</td> <td>藤本 聖二</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>羽熊 幸治</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計管理 兼会計課長</td> <td>中野 正継</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務課行政係 部長</td> <td>宮崎 俊也</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	家入 勲	総務課長	本司 貴大	副町長	田中 令児	総務課長	齋藤 公拓	総務部長	杉水 辰則	教育課長	市原 紀幸	住民福祉部長	本郷 邦之	農業委員会事務局長	田上 克也	経済部長	松岡 秀雄			土木部長 併任工業用水道課長	大塚 敏弘			総務部総務課長	藤本 聖二			総務部財政課長	羽熊 幸治			会計管理 兼会計課長	中野 正継			総務課行政係 部長	宮崎 俊也		
町 長	家入 勲	総務課長	本司 貴大																																						
副町長	田中 令児	総務課長	齋藤 公拓																																						
総務部長	杉水 辰則	教育課長	市原 紀幸																																						
住民福祉部長	本郷 邦之	農業委員会事務局長	田上 克也																																						
経済部長	松岡 秀雄																																								
土木部長 併任工業用水道課長	大塚 敏弘																																								
総務部総務課長	藤本 聖二																																								
総務部財政課長	羽熊 幸治																																								
会計管理 兼会計課長	中野 正継																																								
総務課行政係 部長	宮崎 俊也																																								

会 議 に 付 し た 事 件

承認第18号	専決処分を報告し承認を求めることについて
議案第46号	大津南小学校屋内運動場災害復旧工事請負契約の締結について
議案第47号	あけぼの団地11号棟改修工事請負契約の締結について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 8 年 1 1 月 1 8 (金) 午前 1 0 時 開会
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 1 8 号 専決処分を報告し承認を求めることについて

(平成 2 8 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号))

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 5 議案第 4 6 号 大津南小学校屋内運動場災害復旧工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第 4 7 号 あけぼの団地 1 1 号棟改修工事請負契約の締結について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長 (大塚龍一郎君) ただいまから、平成 2 8 年第 4 回大津町議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、1 4 番津田桂伸君、1 5 番荒木俊彦君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 3 諸般の報告をいたします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程、並びに報告内容については議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第18号 専決処分を報告し承認を求めることについて

(平成28年度大津町一般会計補正予算(第6号))

上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長(大塚龍一郎君) 日程第4 承認第18号 専決処分を報告し承認を求めることについて(平成28年度大津町一般会計補正予算(第6号))を議題といたします。

お諮りします。承認第18号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第18号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町長(家入 勲君) 皆さん、おはようございます。今回の臨時議会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます前に、大津町議会広報の特選、誠におめでとうございます。更なるご活躍を祈念申し上げます。

さて、議案の説明を申し上げます。

承認第18号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成28年度大津町一般会計補正予算(第6号))につきましては、今回の補正は熊本地震に伴う補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を188億454万1千円としたものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より、詳細説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長(大塚龍一郎君) 総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) 皆さん、おはようございます。承認第18号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成28年度大津町一般会計補正予算(第6号))について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は熊本地震に伴うもので急施を要したため、10月3日に専決処分した予算を報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。併せて、別紙補正予算の概要をご参照ください。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算の総額を188億45

4万1千円とするものです。

第2条で、地方債の追加を、第2表地方債補正のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。地方債の補正でございますけれども、被災した庁舎の解体を行うための設計監理費用に充てるため災害復旧事業債を追加するものです。

歳出からご説明いたします。13ページをお願いいたします。

款2、項1、目1一般管理費の節19熊本地震復旧復興支援職員派遣負担金は、熊本県市町村課からの紹介で、両町の合意に基づき、10月11日から3月31日まで、多良木町から来ていただいている震災復興事務に従事していただく応援職員に対する多良木町への負担金でございます。目19庁舎建設事業費の節13大津町役場庁舎解体設計監理業務委託は、熊本地震で被災し、危険な状態となってる庁舎の解体を急ぐため、その解体の設計及び工事監理を委託するための費用です。

款8、項2、目5熊本地震関係費、節19熊本地震応急復旧負担金は、早急に対応が必要な道路等の復旧について、建設業組合との協定による負担金でございます。

14ページをお願いいたします。款11、項2、目1公共土木施設災害復旧費、節15災害復旧工事費は、工事費が減額の見込みのため補正するものです。

款13予備費で財源の調整をしております。

次に、歳入をご説明申し上げます。12ページをお願いいたします。

款21、項1、目1総務債は、先ほど地方債補正でご説明したとおりで、庁舎解体設計監理業務委託費用の全額を災害復旧事業債で借りるものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

専決処分について、ただいま説明がありましたけれども、議席に配付された専決処分の報告は2件入っております。この2件についてですね、専決処分であるならば、こっちの専決処分のほうも多額になってる部分があるわけですよ。この予算案で今回承認案18号出ておりますけれども、この議席に配付された分のこの金額っていうのは一体どこから町民のお金をここにアてるのか。そしてまた、この専決処分を議席に配付してあるのも、損害賠償額、専決処分20号にいたっては16万円、こういった形もでておりますので、こういったものをですね、雑に議席に配付で終わらせようというのは議会にあるまじき行為ではないかなと思われまして。こういったところをですね、きちんとやらなければ改選も間近ですんで町民の期待に応えられないと。非常に不明朗であります。ですからこういったところをきちんと説明の上に、この専決処分、予算立てっていうものを進めていただきたいということで、この18号に関連して、議席の配付分、こういったものはきちんとした関連性があるのか。質疑したいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

専決処分の報告ということで、2件、損害賠償関係、示談の関係でございますけれども、この2件上がってきております。これにつきましては、この専決処分書に書いてございますように、地方自治法180条第1項の規定による簡易な事項の町長の専決事項に指定する第3の規定により次のとおりということで、たしか50万円未満だったと思いますけれども、金額的に少額のものについてはですね、もともとこういった示談につきましては、すべて議会の議決事項ではございますけれども、金額の少額なものについては町長の専決でやってもいいということで、議会の方の承認を得て、今回専決処分をさせていただいておるものでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたしますけれども、そういった専決処分の決まりごと、そういったものは条例にきちんと明示されてあるから知った上で言ってるんです。こういったものですね、例えば深く掘り下げていけば我々はそのチェック機関でありますから、例えばですね、16万1千円がこれが賠償金額として保険から払われましたということと、例えば一般財源から出ていったということは大きく違うわけですよ。保険というものは、やはりこういった事故のために担保として掛けているわけでありまして、そしてまたこの事故がこういった形であったのかっていうのはですね、例えば、せめてでも議長なり、そして各委員なり、そういったものの事前にある程度の説明が必要だと私は求めているわけでありまして、例えばですね、ここで物入れが多ございます。災害があってですね、そういったときにポンッと16万円とか何万とか出してあげればですね、例えば23号の損害額1万3千208円となっておりますけれども、これは災害によって、例えば縁石が膨れ上がったとかいろんなものがあるのかどうかというのが。それとも建設業界に発注して、それが適正な工事ではなかったと、だから発生したのかっていうの、こう疑義に思うわけですよ、こういった形で出されたらですね。ですから、例えば、今復興に向けて我々はいろんな形で知恵を絞ってやっているわけでありまして、このポンって出されたですね、最後に臨時議会ですね、出されたこの専決処分、こういったものに疑義がありますから、これはもう議会の運営にも関連があると思います。例えば議長に報告して、議長が皆さんにこういったものが出ておりますというのを、こういったものをなあなあでやったら困るっていうことですね。より明確にしなければならぬということで、今回の専決処分には何ら予算関係はないで、年度の1年間の当初予算の中から出したということですね、こっちのほうは。そこのところの予算の流れ、どっから出て誰が負担したのかですね。保険で担保になったのか。そういったところをはっきりしときたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員の再度の質疑にお答えいたします。

まず、この2件の賠償が保険で賄われたかどうかということですね。こちらは2件とも保険で賄わせていただいております。まず、1件目のほうの4月13日に発生しましたものにつきましてはですね、こちらのほうは震災前ということで、ここに書いてありますように、道路を走行中にグレーチングの蓋でタイヤがパンクしたということで、これは総合賠償保障のほうになります。また、7月2

3日のほうの職員の事故につきましてははですね、こちらにつきましては、やはり。（「職員の事故。」と呼ぶ者あり）これは職員です。につきましてははですね、震災の後にですね、やはり非常に事務量も多かったということですので、こういったような事故を起こしてしまったのかなというふうに思っておりますけれども、嚴重に注意しながらですね、本人にはやっております。こちらにつきましても、保険ですべて対象になっております。

また、議会に対する説明ということでございますけれども、一応、規定では町長の専決処分ということで専決でできるということになっておりますけれども、おっしゃられるように議会に対するある程度の説明、そういったものにつきましては、今後、議会と十分協議しながらですね、こういった形でしたほうがいいのかはですね、また、議会とのお話をさせていただければというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

ただいま答弁を聞いておまして、結局専決処分というものの問題性はもう私は度々指摘してきたわけでありまして、結局ですね、今、保険で賄われたということ。今回の議案で提出されてあるものは承認案で、言うならば専決しましたよと、もう先にしました、決めさせてもらいましたよということですが、この専決処分で大切なのは金額だけじゃないということですよ。結局職員でしょ。職員が事故を起こしました。事務量が多かったからとかいう答弁を聞いたらですね、みんな事務量とか仕事忙しいんですよ、こういったときに。みんな事故やっていいのかっていうことになるんです。ということはその職員というのはどういった原因だったのかっていうことで、例えば問題の職員でこういった事故を何度も起こしている職員だったとか。深く掘り下げたらどれだけでも出てくるわけですよ、言うならば。だからここははっきりしときたいと言ったもんです。ここはですね、金額ではない。これは言うならば、条例が定めた専決とは違いますよね、この部分は。ここなんです。ここをちゃんと解釈しなければ、本当の行政の管理はできないと私は思ってるんですよ。この点について質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 職員のほうの事故ということにつきましては、やっぱり嚴重に対処しなければいけないというふうに思っておりますけれども、今回の処分につきましてははですね、しょっちゅう起こしているというようなものでございまして、今回初めてそういったのは地震の関係もあったと私は思っておりますけれども、初めての事故でございますので、注意は嚴重注意をしておりますので、その辺についてはもう今後そういうことないようにですね、やっていただくように今やっておりますので、もちろんほかの職員につきましてもですね、こういった事故が起きているからということで嚴重に事故についてははですね、注意していただくように注意喚起はその都度やらせていただいているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 専決の補正予算の項目についてお尋ねいたします。8の2の5ですね。負担金補助及び交付金の2千500万円。11の2の1の工事請負費のマイナスの2千500万円っていうのが、たまたま同じ数字になってるっていうふうな見方をするものなのか。それともこれとこれどういう関係になってるのかというところをやはりきちんともう少し詳しく説明をいただきたいと思えます。と言いますが、もしですね、減額見込みってなってるんですけども、この減額見込みの分を負担金として、そちらで使うようにしましたっていうのであれば、本来工事請負であれば発生すべき入札とかによるですね、さらに減額ができるべきものができなかったんじゃないかっていうような見方もひとつできるんですよ。それでなくて、じゃあこれをそもそも予定していた工事がすべて終わって、その後に2千500万円が余りましたと。ですから、この2千500万を有効活用するために負担金として活用して、建設業組合のほうに仕事してもらおうかというような内容なのかというところの違いはそれなりにあると思えますので、そこについてきちんとご説明をいただきたいということと、もう1つが、この協定ですね。協定の中ですべての何をしておこうとしているのか。早急に応急復旧っていうのはわかるんですけども、具体的にですね、どういうことなのかというところもご説明いただければと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 佐藤議員の質疑のほうにお答えを申し上げます。

予算書につきましては、まず、13ページでございます。

19の負担金及び補助交付金として、2千500万円を今回補正を追加したものでございますけども、今回の追加補正の内容につきましては、平成28年4月の本震がありましてですね、そのときに災害事務協定に基づきまして、区長及び職員の調査等により道路補修関係が約600件あがっておるところでございまして、簡易調査設計書に基づきまして、概算で7千万円を建設業組合の負担金として補正を専決したところでございます。その後、5月に再度地元の調査設計を行いまして、約200件あがったところでございまして、これにつきましては概算設計をつくりまして、5月の専決で約3千万円の工事請負費を予算計上したところでございます。それとともに同じく専決で、公共工事災害復旧事業4億6千万円、これは公共工事の補助事業でございまして、同じく4億6千万円上げまして、公共工事が41本でございまして、合わせて4億9千万円の専決を上げたところでございます。しかしながら、この4月の建設業組合に負担をお願いしました約600件につきまして、相当量です、土砂撤去及び舗装等々のありまして、これが約9月ぐらいまでかかったところでございます。今回5月に補正を行いました約200件の概算設計書3千万円でございますけども、これにつきましてはなかなか公共土木災害、事務事業の問題でございまして、執行ができないと、住民に大変支障がきてるということでございましたので、今回10月にこの200本につきましては、手続きまでの簡易設計の概算に基づきまして、直接工事費として2千500万円分を建設工事のほうに負担金として委託を変えまして、款の11及び項の2の公共土木災害復旧費約3千万円のうち2千500万円をこっちのほうから減額しまして、建設業を組合のほうの負担金として振り分けたところでござい

す。内容につきましては、言いましたように簡易舗装及び土砂撤去、流木撤去と土羽の撤去、そういう形の部分の工事が主なものでございます。約800件、今上がっているところでございます、そのうちの200件を今回10月の分で建設業組合のほうに負担金として差し替えたものでございます。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 1点、ちょっとよく聞き取れないところがございましたので、再度確認なんですけれども、この2千500万円の工事費の減額見込みっていうのは、公共施設の復旧の補助事業のほうですね。補助事業の中で残ってきたというか、それはすべて完了して、これだけ残りましたっていうものなのか。それとも振り替えたのかっていう、その点がちょっとはっきりと理解できなかったのですが。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 再度のご質疑でございます。

ちょっと私の説明不足で大変申し訳ございません。5月の専決で4億6千万円、これが公共工事41本の補助事業でございます。それプラス3千万円の単独工事費、いわゆる補助事業にのらないような工事費を上げまして、4億9千万円の工事費を上げたところでございます。4億6千万円の公共工事41本につきましては、現実に今、事業を執行してますので、これは3月末にはほぼ完了するかと思っております。ただ、5月の専決で残り3千万円の単独事業の、要するに補助事業にのらないような工事費がありましたので、その部分につきまして5月の専決でお願いしたところでございますけれども、なかなか事業が進みませんところがありましたものですから、今回10月で建設業組合のほうに一応直接工事費の分だけの2千500万円を振り替えさせてもらって、単独事業の3千万円のうちの2千500万円を建設事業のほうに振り分けたというところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） もとものやつが補助事業であつたら、その補助事業の中のものの負担金で振り分けるっていうことができるのかというところが疑問だったんですけども、今の説明でわかりましたので質疑は終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。承認第18号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成28年度大津町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第18号は承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第46号 大津南小学校屋内運動場災害復旧工事請負契約の締結について

日程第6 議案第47号 あげぼの団地11号棟改修工事請負契約の締結について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第5 議案第46号 大津南小学校屋内運動場災害復旧工事請負契約の締結について及び日程第6 議案第47号 あげぼの団地11号棟改修工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

お諮りします。議案第46号及び議案第47号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号及び議案第47号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 提案いたしました承認案件につきまして、ご承認いただきまして誠にありがとうございます。

次に、議案第46号、大津南小学校屋内運動場災害復旧工事請負契約の締結についてでございますが、この物件は9月15日に、条件付き一般競争入札の公告を行い、11月8日に入札を実施いたしました。入札の結果、議案第46号、大津南小学校屋内運動場災害復旧工事請負契約の締結については、村上・鎌田建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社、代表取締役、村上裕輝様と1億2千128万4千円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

議案第47号、あげぼの団地11号棟改修工事請負契約の締結についてでございますが、この物件は9月15日に条件付き一般競争入札の公告を行い、11月8日に入札を実施いたしました。入札の結果、議案第47号、あげぼの団地11号棟改修工事請負契約の締結については、長田建設（株）・（有）幸栄電設・（株）大正特定建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社、代表取締役、長田宏二様と1億7千496万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

議案第46号及び議案第47号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より詳細を説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 議案第46号、大津南小学校屋内運動場災害復旧工事請負契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は2ページと3ページ、説明資料集は1ページから6ページをお願ひいたします。

今回の工事請負契約案件は、大津南小学校屋内運動場災害復旧工事ですが、工事の概要等につきましては、後ほど教育部長が説明をいたしますので、私からは入札関係について説明をいたします。

大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領に基づきまして、条件付き一般競争入札により実施をいたしました。

説明資料集の1ページをお願ひいたします。建設工事の種類は、建築一式で特定建設工事共同企業体への発注工事として、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規定に基づき、甲型の共同施工方式とし、共同企業体の構成員数は2者もしくは3者としております。代表構成員は町格付建築Aとし、構成員2及び3は、それぞれ町格付建築BまたはCとしております。営業所の所在地は、代表構成員、構成員2、3ともに町内に主たる営業所、本社を有することとしております。施工実績に関する事項では、代表構成員は平成18年度以降、元請けとして日本国内において完成したRC造りの建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件としましては、代表構成員は①左記の施工実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事で、監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了者証を有する者。③当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者。このすべての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。平成28年9月15日に条件付き一般競争入札の公告を行い、入札参加者を確認し、11月8日に入札を実施いたしました。

2ページをお願ひいたします。入札結果についてご説明をいたします。入札参加者は4者で、入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。入札の結果、村上・鎌田建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社、代表取締役、村上裕輝様が、1億1千230万円で落札され、契約金額は1億2千128万4千円となっております。工期は議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成29年3月17日までとしております。なお、予定価格等につきましては、左下に記載のとおりでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第47号、あけぼの団地11号棟改修工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

議案集は4ページと5ページ、説明資料集は7ページから9ページをお願ひいたします。

今回の工事請負契約案件は、あけぼの団地11号棟の改修工事ですが、工事の概要等につきましては、後ほど土木部長が説明をいたしますので、私からは入札関係について説明をいたします。

大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領に基づきまして、条件付き一般競争入札により実施をいたしました。

説明資料集の7ページをお願いいたします。建築工事の種類は建築一式、電気設備、機械設備で、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規定に基づき、乙型の分担施行方式とし、建設工事の種類に応じ、共同企業体の構成員数は3者としております。代表構成員は、町格付建築Aとし、構成員2及び3は、経営事項審査の総合評定値650点以上としております。営業所の所在地は、代表構成員は、大津町内に主たる営業所、本社を有することとし、構成員2、3は、大津町内に主たる営業所を有することとしております。施工実績に関する事項では、代表構成員は平成18年度以降、元請けとして熊本県内において完成したRC造りの建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。構成員2は、平成18年度以降、建築物の電気工事で元請けとして熊本県内において完成した電気設備一式工事で、請負金額が1千万円以上の施工実績を有することとしております。構成員3は、平成18年度以降、建築物の機械工事で元請けとして熊本県内において完成した機械設備一式工事で、請負金額が1千500万円以上の施工実績を有することとしております。また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしまして、代表構成員は①左記の施工実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事で、監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了者証を有する者。③当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者。このすべての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。平成28年9月15日に条件付き一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、11月8日に入札を実施いたしました。

8ページをお願いいたします。入札結果についてご説明いたします。入札参加者は3者で、入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。入札の結果、長田建設株式会社・有限会社幸栄電設・株式会社大正特定建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社、代表取締役、長田宏二様が、1億6千200万円で落札され、契約金額は1億7千496万円となっております。工期は議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成29年3月24日までとしております。なお、予定価格等につきましては、左下に記載のとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。議案第46号、大津南小学校屋内運動場災害復旧工事の概要について説明いたします。

この工事は4月の熊本地震により被災しました大津南小学校体育館の災害復旧工事でございます。4月14日の前震により、体育館の照明器具の一部が落下し16日の本震では、体育館屋根の構造材が大きくずれ、照明器具のほとんどが落下したところでございます。6月3日の文部科学省が委託した日本建築学会による被災度区分調査では、被災度区分判定は「大破」でございました。町では被災

直後から国や県の担当者と復旧方法について協議を重ね、屋根のプレキャスト鉄筋コンクリート版を鉄骨屋根に架け替えることで復旧が可能であることから、今回設計しております復旧方法により事業計画書を作成、提出し、8月3日に国の現地調査が行われ、現計画での工事内容で承認されたところでございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。上の図面が体育館南側の立面図で、下の図面が体育館西側の立面図でございます。被災した既存の屋根シルバークールPC版639平米と既存の立ち上がりコンクリートについては解体し撤去いたします。

説明資料の4ページをお願いいたします。上の図面が体育館の東西の断面図で、下の図面が南北の断面図になります。被災した屋根等を撤去した後に、新たに屋根の鉄骨を組み、カラーガルバリウム鋼板葺屋根663平米を新設します。

説明資料の6ページをお願いいたします。体育館の平面図になります。床フローリング540平米については全面を張り替えます。照明器具はアリーナの天井にLEDを5基×4列の計20基、ステージ上部には12基を新設します。その他、外壁の新設、内壁の一部張替え、建物外部の配管配線や自動火災報知設備の取り替えなどがございます。工事期間は平成29年3月17日までの約4カ月間を見込んでおります。

以上が、工事の概要です。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 議案第47号についてご説明申し上げます。

説明資料の9ページをお願い申し上げます。あけぼの団地11号棟の改修工事の概要でございますけれども、昭和53年から59年に建築された鉄筋コンクリートの建物でございます。15棟412戸の団地ございまして、今回工事を行います11号棟は昭和58年に建設、5階建てで30戸の建物でございます。建築後35年を経過し、外部の劣化が進行し、コンクリート片の落下など確認されているところでございます。またバリアフリーの観点からみますと、トイレの入り口には段差があり、手すり等の設置も必要でございます。また設備面では給配水管からの漏水、ガス管からのガス漏れなどの老朽化が確認されている状況でございます。

内部改修についてでございますけれども、浴室のユニットバス化、トイレの床のバリアフリー化、南側のサッシの二重ガラス化を行い、居住性の向上を目指すものでございます。また、トイレ及び浴室には手すりの設置を計画しております。床の改修範囲は、青い色の部分、図面でございますけど、着色部分でございます。この床下部分で給配水管及びガス管の更新を行うところでございます。

外部の改修について説明申し上げます。外部の劣化が進んできているため、今回の工事におきまして、劣化部分の補修を行います。結露が出ている内部からも躯体の劣化が進行している状況でございますので、この内部の結露の原因としまして、建物全体の断熱性能の不足が1つの要因と捉えられるところでございます。今回の工事におきまして、屋根面、東西面及び北面に断熱材の施行を行います。また、南面につきましては、窓の面積が大きいため、壁の断熱より窓の断熱を行ったほうが効率がよいということで、窓を二重ガラス化する工法を選択したところでございます。また断熱の施工を行う

ことにより、室内の温熱環境も改善され、省エネへの貢献も期待できるところでございます。さらに、外壁に断熱材を施行する外断熱工法を採用しており、外壁が断熱材によりカバーされるので、これ以上の外壁の劣化は進行しません。さらにベランダの改修でございますけれども、現在ベランダ表面から雨水が浸透してベランダ床内部の劣化が始まってきておるところでございます。このため、劣化の補修及び樹脂防水の施工を行います。ベランダ側の壁面は防水塗装工事を行うところでございます。また電気設備につきましては、建設当時の電気容量は15アンペアが標準でございました。現在、容量増の申請が相次いでいるところでございます。既存幹線の余裕から30アンペアまでの契約を認めていたところでございますけれども、全戸が30アンペアになりますと幹線容量がオーバーしてまいりますので、近年は家電製品の多様化が進み、あらゆるものに電気が必要となりました。このため、1戸当たりの電気容量が15アンペアでは生活に支障がきたすものでございますので、各戸30から40アンペアの契約まで許可できるような幹線設備の改修を行います。また給排水設備につきましては、現在、浴室はモルタル仕上げの状態でございます。経年劣化により表面の防水が機能を果たせなくなり、躯体内部へ水が浸透し、劣化が始まっています。ユニットバスを設置することにより躯体へ直接水が接することがなくなるため、劣化の進行を止めることができると思われまいます。また、現状の仕上げに防水機能を施工することにより、短期間で工事を賄えるということでございます。また、現在の公営住宅の整備基準は3点給湯が基本となっております。現在、浴室のお湯は風呂釜により沸かしております。台所は入居者が室内に給湯器を設置して使用しているところでございます。洗面台は給湯設備がない状態です。この状態を解消し、3点給湯を実施するため、ガス配管を1本に集約し給湯器をベランダに設置します。設置する給湯器は省エネタイプの給湯器でございます。さらに建設当初から給配水管及びガス管の取り替えを行っておりません。ガス管におきましては、管の劣化によりガス漏れ等が発生しているところでございます。このため室内管について今回の工事で更新を行い、トイレ及び浴室の配水管は室内にあったため排水音の不快感がありました。これを外部に設置し、排水音の軽減を目指すというところでございます。

以上、建設関係の説明でございます。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 議案第46号、大津南小学校屋内運動場災害復旧工事請負契約について、ご質問申し上げます。

契約のほうでなくて、施設の検討の内容についてちょっとお尋ねしたいと思います。地域ではですね、今回の地震でこの場所が避難所として活用できなかったということで、建て替え等の要望もあっていたわけですが、先ほど説明がありましたように、大破ということで、災害対策の復旧で対応するという結論づけたということでございます。

それでお尋ねしたいんですが、今回のこの災害復旧の工事で地震に対する耐震度はどれぐらいまで対応できるのか。

もう1点は、全体的に今、屋根をかけたり壁をするということですね、耐用年数がどれほどまでに延長できるのか。そして、また避難所機能として、広域的避難所につきましては、町のほうでも復興復旧計画で対応しているというふうに聞いております。ただ、当面はこの場所がこの地域の避難所として活用するということですので、その辺の避難所機能について、復旧の中でどのように検討され、どういう形で対応していくのか。そしてまたトイレもあったと思いますけども、トイレもかなり古い状況の中であったと思います。災害時も含めてトイレの問題、そういった問題も含めてどのように検討し、今回のこの設計になったのか。その辺がしっかりできてるのかというのを確認したいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの桐原議員さんの質疑にお答えいたします。

まず、今回の復旧工事により、耐震度とか強度の関係が一つあったかと思えます。基本的に災害復旧工事でございますので、原則として、原形復旧ということでございまして、耐震度、強度等については変わらないということでございます。ただ、当然、今までの建物については、年数が経っておりますので、改修した部分についてはですね、強度等上がっておりますけれども、建物全体としての耐震度云々、耐用年数については変わりがないというところでございます。ただ、原形復旧ではございますけれども、天井の高さあたりも高くなりますし、あと、床、壁等も新しくなり、照明についてもLEDになりますので、そういった部分では今まで以上ですね、使いよさというか、そういった部分は出てくるかというふうに考えております。

あと、今後のですね、建物について、避難所等も含めてというところでございますけれども、今後の施設の改修につきましては、本年度予算でですね、大津南小学校の再生整備基本構想という部分を一応予定しておりましたけれども、こちらについては、現在災害復旧を優先的に進めておりますので、こちらのほうの事務のほうはちょっと遅れておりますけれども、こちらの業務につきましても、今後の施設のあり方ですね、トイレ等とかそういったところも含めてたところで、今後の方針あたりをですね、事業としては年度を繰り越す予定になるかもしれませんが、そういったところで来年度に向けて、今後の方針あたりを検討したいというところで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 耐震度も基準がいくつなのかがはっきり数字が出ておりませんし、耐用年数は同じということであれば、何年間ぐらいが耐用年数なのか。それと今、再度ですね、今、おっしゃった避難所機能についてもどういう検討をされたかっていうのがちょっとわかりづらかったんですけども、もうちょっと詳しくその辺説明していただくとありがたいと思えますけれども。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再度の質疑にお答えいたします。

耐用年数につきましてはですね、いろいろ改修等を行いましても、もともとの例えば鉄筋コンクリートでしたら60年という部分については耐用年数については変わらないというところで、耐震につきましてはもともと耐震は図られていたというところで、一応その部分については変わらないとい

うところでございます。今後の避難所あたりも含めての施設の整備あたりについてもですね、その辺も含めて、来年度にかけて行います基本構想の中ですね、含めて検討をさせていただければというところで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） なかなか詳しい数字が出てこないんですけども。私たちもいろいろ尋ねられるわけですね。地域の方から。今回、南小学校が被災を受けて、全然活用できなかったと。その中でどういう形で進めるのかという話をだいぶ聞かせていただいております。その辺も含めて、今お話ししたのが耐震度がもともといくつあって、今度のでどれだけ強度ができて、安心ですよと住民の方には言えるという災害復旧をやっているんですよ。または耐用年数もここもかなり年数は伸びています。60年って言っても、あと何年もないぐらいの、あと10年ちょっとぐらいで耐用年数くるんじゃないかと、四、五十年経ってますので、その辺を含めたときに、どこまでなのか。先ほど再生計画でやりますよという話がありますので、それは本年度予算を組んでやるということで少し遅れております。ただ、その辺を明確に出していただいておりますね、住民の方にも安心していただく場所になるべきだと私は思うので、質疑をしているわけですので、今回その辺の数字があんまり出ておりませんが、住民の方に説明できるようにすればですね、あとでもいいですので、資料等整理していただいて、納得していただくような状況。ほかの場所も今から災害復旧でやられる大津小学校もそうでしょうし、いろんなところもあります。その辺が住民の方が安心して逃げ場所、今避難所としてもなる。地域の核となるということを十分に認識していただいて、いろんな形で進めていただくようお願いをしまして終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ただいまの質疑がございました、南小学校の体育館の工事で質疑をいたします。

1つはですね、今回屋内運動場の災害復旧工事ということで、災害復旧工事という名目で補助金等の財源がなんか、普段よりは有利な補助が見込めるってということで、この工事にかかれるのか。財源問題ですね。ちょっと確認をしたいと思います。

それから、今、質疑を聞いてる限りで、南小学校はもう建築して何年経ってるのか、僕もちょっと記憶にないんですけど、鉄筋コンクリートが60年って言っても、あと何年じゃあ残っているんだというようなことになりますので、築何年経ってるかっていうのを確認したい。

それから、現場を見ましたけど、確かに屋根を鉄骨でガルバリウムにすれば、今までのコンクリートのPコンの屋根に比べたら全然軽くなるから、安全性は高まると思いますけども、しかし本体の鉄筋コンクリートの柱部分が本当にこれからも持つんだろうかというのが非常に心配なところなんです。そういう安全性の確認もないまま補修をして、果たしてよろしいのかどうかということですね。

以上の3点についてお尋ねをします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 荒木議員さんのご質疑にお答えいたします。

まず、最初、財源の件だったかと思います。災害復旧事業につきましては、基本的に国の査定額の3分の2が補助金のほうで交付されます。残りの3分の1については、災害復旧事業債という起債のほうをですね、一応活用するというところで考えております。

それと南小学校の屋内運動場ですけども、昭和54年に完成しております。約37年ぐらいですかね、経過しておるといってございまして。先ほど言いましたように、今後、南小学校の改修あるいは建て替え等については、新年度に向けて検討するところではございますが、いろいろ国あたりからの方針あたりについてもですね、例えば、施設については70年以上持たせるようなですね、長寿命化で整備を行うとか、そういったところの方針も出ております。そういったところも含めてですね、新年度に向けてこういった形で整備するかというのを検討させていただければというふうに思います。

あと、強度の問題ですけども、今回の震災でですね、屋根の部分と屋根の接続の部分が被災をしたところということで、躯体そのものについてはですね、大きな被害がなかったというところで聞いております。そういった上で、今回、屋根の復旧がメインでございまして、屋根と床の張り替えを行うというところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 修理をして長く持たせるという、それは確かに節約、そういった点では非常に大切な観点だとは思いますが、ほかの例えば、大津小学校等の体育館が壊れたのとはちょっと次元が違うのではないかと。大津小の体育館であれば補修をしていけば、強度も十分これからもっていくだろうと、避難所としても使えるだろうというのは容易に想像できますが、南小の体育館については今答弁を聞く限りでは、強度が一体どのくらいになるかという根拠はまったくないまま、個人の家であればそれは安上がりで節約してよかったねということで済みますけど、これから避難所としてですね、使わなければ、じゃあ今回これを修理しとって、新年度の計画で今度は解体してまた建て替えるなんて言ったら、それこそ莫大な無駄遣いになりかねないと思いますけど、どうなんですか。それを早急に検討するか。あるいはもうちょっと修理を待って、建て替えるかどうかも含めた安全対策を確認した上で、私はやるべきだと思いますけど、単なるこうした安全が確認できないままの修理でよろしいのかどうかということですね。かえって無駄遣いにならないのかってことを確認したいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの再質疑でございまして、安全性ということのお尋ねだったかと思いますが、もともとのですね、屋内運動場の耐震自体はございます。その後の被災度区分の調査におきましてもですね、躯体の部分については大きな被害がなかったということで、耐震性については変わらないというところでございます。震度というか耐震性があるかないかというところでの判断でございます。

それと、いわゆるいろいろ検討した上での復旧かということでございまして、どうしても屋内運動場、学校でのですね、そういった授業等影響も含めたところで、まず、早急にですね、補助金、

起債等使ってですね、復旧させていただきたいというところで、今回、再度復旧をまず、とりあえずさせていただきたいというところで今回進めさせていただきました。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度確認しますけど、耐震性は十分であるという、どうもそこがはっきりせんですね。避難所として使って本当に大丈夫なのかということですね。そこをもう一度確認をしたい。

それから判定が大破であるということは、要するに今の体育館を解体して建て直してもそれなりの補助金が、財源が確保できるのではないかと。もちろん金額はうんと高くなると思いますけど、解体費用もですね、そういった補助の対象になるのであれば、かえってその方がですね、これから将来何十年って使うとすればですね、かえって安上がりではないか。そういうことを検討されたのかどうかですね。とにかく屋根だけ変えればいだろうということでは、ちょっと納得はいかないと思いますけど、今日の明日決定しなくてはならんってということではないと思いますよね。早くやってあげたいというのはたしかでありますけど、ことを急いではかえって大変な無駄遣い、将来に禍根を残すということになりかねないと思いますけど、どうなんでしょう。そういう慎重な検討がなされてきた結果なのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 南小の屋内体育館の関係でご質問出ておりますけども、先の桐原議員の質疑もありましたように、あの近くに避難所を兼ねたところの関連の予算で建て替えができないかというような検討もさせていただいております。しかし、子どもたちの学校教育関係を考えますと、今の建物を、体育館を改修してやったほうが早くできるというようなことで、そちらのほうも今検討させた結果、じゃあ今の体育館を今回の予算提案しておりますけども、これで何年ぐらいてるのかと。そうするとまた耐震関係、これについての安全性はどうであるかというようなことを十分担当のほうには検討をさせておまして、その件につきまして十分大丈夫であるというような状況でございまして、古い建物でございました関係で、上を替えるのと下のほうの床張りについても今回の補助に基づいて改修をやっていきたいというようなことで、今回の提案になったわけでございますので、安全性関連等についても十分大丈夫というようなことを承っておりますので、そちらのほうでしっかりと改修をしていければというふうに思っております。また避難関係、新たな、これでもすぐ来年3月までつくっていくというような状況でございますけども、今後についての避難関連についてはこれでもっていけるというような今の状況でございますけども、学校関係の設備関係につきましての計画、大津小学校始めとするほかの学校、大津中学校関連等の設備関係や給食センター関連等についても課題を抱えておりますので、今後の計画の中で南小関連の絡みについても、しっかり計画を練りながら新たな方向を見つけ出していきたいというような考えの中で今方向性を示唆させておるところでございますので、今回の建物の提案したのものにつきましては、安全でもあるし、子どもたちの教育の環境整備に早くやりたいというようなことでございますので、これで安全性と建築関係についても10年以上はもてるというような話を聞いておりますので、そういう方向で新たなものについては十分今後の計画の中に入れていただければなというふうに考えておりますので、今回につきましては安全性ある

いはその辺のものを十分検討した段階での提案ということでございますので、よろしくご審議をお願いしたいというふうに思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

46号、教育施設ということで早期復旧が望まれているというのはわかります。47号につきましてはですね、ここは伸ばすことができるのかなと考えたりもします。しかしながら、年度から計画をずっと長く立ててきましたんで、予算に従って履行していくという流れはわかります。しかし、今年に至りましては、この大規模な震災が発生したということで、その災害復旧という観点から考えたときに私が考えるのは優先順位ですね、やはり。その優先順位っていうのが、実際、今日の新聞ですか、公費を使った解体やいろんなものがどれだけ進んだかっていう形が2割程度っていうようなことが出ておりましたけれども、大津町にあたっては数字がまだまだ厳しいものが出ておりました。しかし、そのときにですね、町民の方々、いろんな方々からお聞きするのが職人が足りないと、その修理をする。職人が足りないから、いつまでも屋根の修理を言ってるけども来てくれないというようなことをよく聞きます。いろんなところがもう壊れていると。私たちは手に負えないというのを聞きます。そのときにですね、大所高所から考えたときに、絶対量の問題なんですね。どれだけ修理が必要なのかというのと、職人が、そういった技術者がどれだけ必要なのかってしたときに、まちづくりの観点もここで出てきたときにですね、そういった町営住宅を優先してやった場合、多くの職人がそこでとられてしまうということで、民間のいろんな方々が住むに困っている、もう雨漏りがどんどんしているという方が遅れはしないかなという、まちづくりの観点からもですね、災害復旧、まちづくりの観点というからもそういったものも分析する必要があるはしないかなと思います。ただ、南小の屋内運動場についてはですね、やはり避難所も兼ねてますんで、これは早期復旧が好ましいかなと。ただ、あけぼの団地にいたっては不具合は出てきているけれども、大破には至らなかった。大規模な崩れ方はやってないということであるならば、そういったところをですね、うまくこう、私の委員会所管ではありますけれども、12月の定例議会でもそういったところ問いただして、その優先順位とかまちづくりのこの方向性というのはつくっていきたいと思っておりますけれども、そういったところの計算っていうのは、優先順位とかそういったまちづくりという観点でのですね、考え方っていうのはその中には織り込まれていないのかなということです。これはあくまでも予算の執行を優先した提案ではないかなと思う部分がありますので、今年の現状を見た場合のときの町の運営の仕方っていうのはこういったときが一番問われるんじゃないかなと。本当に機能性が高くてですね、賢い自治体っていうのは、こういったところにそつがないと私は思うんですよ。そこを例えば、大津町のこの我々議会の範ちゅうじゃなくて、多くの町民の要望は今どこにあるのかっていうところが大切じゃないかと思われまして、そういったところの何らかの資料なり、統計なり、そういったもの何らかがないですかね。どうもなんか優先順位にちょっと外れるかなって思う部分がありますので、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） あげぼの団地関連ということで、私のほうから説明したいと思っております。

今、たしかに公共災害が優先ということはもう議員おっしゃるとおりだと思っております。うちとしましても、公園関係及び学校そういうものを優先、また家屋の解体関連、応急修理というのを最優先しまして、土木サイドのほうは優先してるところでございますし、下水道も災害関連はやってるところでございます。ということで、今回あげぼの団地につきましては、当初もともとが7月ごろする計画でございましたので、これも優先順位を下げましてですね、その部分で災害のほうをまずやるということで、今回あげぼの団地が11月という形の実施になる、これは実際4カ月から5カ月ぐらい当初の予定から遅れてるところでございますので、そういった形で今回予算を執行させてもらったところでございます。大幅数値的なものの部分はちょっと土木サイドでなかなか今捉えているところではございませんけれども、今回の現予算の中で何とか通常業務の部分を一部分執行させてもらったということで、あとの8割はまた公共関係の災害事務のほうにやってるという段階でございます。答弁なってるからちょっとわかりませんが、以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

やはりですね、今回の議案見てみますれば、どうしても工期っていうのが定められて、やはり請け負ったからにはその工期に間に合わせるように、今までこういったものは厳しく議会でも追及してきた部分と、そしてまた、繰り越しはよくないよと、翌年にまた仕事が持ち越すじゃないかということを書いてきた部分もあります。しかし、今回はそういったものを超えて、違う部分が、違う様子が発生してるということですよ。ですから、そういった部分をきちっと加味していかないと、賢い自治体づくりはできませんよっていう部分なんです。ですから、例えば、この請負の落札された業者あたりがですね、たくさん民間の方々からも業務依頼がきていると思うんですよ。そういったものを遅滞させたらいけないと。ですから、それに影響するならばうちは工期を延ばしてもいいんだよと、そっちを優先してくれというようなことはできないかなと思う分も出てくるかなと思うんですよ。ですから、町民の方々の1日も早いんですね、そういった復旧に寄与できるような町運営の仕方、こういった財政の執行の仕方ですね。そういったもの。もちろん計画的に進めていかななくてはなりません。しかし、今年の特異な年だということですね。そういった観点からですね、ぜひ検討されてみたらいかがかなと思う部分であります。もう答弁よろしゅうございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第46号、大津南小学校屋内運動場災害復旧工事請負契約の

締結についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、あけぼの団地11号棟改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じます。平成28年第4回大津町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年11月18日

大津町議会議員 大塚 龍一郎

大津町議会議員 津田 桂伸

大津町議会議員 荒木 俊彦